

報告第20号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

松本市島内、梓橋東交差点内における公用車人身事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年5月29日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成28年12月19日、松本市島内県道48号松本環状高家線梓橋東交差点内において、先行するマイクロバスの後部に公用車が追突したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

松本市在住者

3 和解の内容

安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、人身損害賠償金として20,610円を賠償する。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務の無いことを相互に確認する。

ただし、本件事故による後遺症が発生した場合は、別途協議する。

報告第21号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科南穂高3958番地における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年5月29日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年4月24日、公用車が、国道147号と市道の丁字路交差点の市道側から右折しようとして、一時停止のうえカーブミラー及び目視により左右確認したが、確認が不十分で衝突したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、人身損害賠償金として125,270円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務の無いことを相互に確認する。

ただし、本件事故による後遺症が発生した場合は、別途協議する。

報告第22号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科南穂高3958番地における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年6月2日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年4月24日、公用車が、国道147号と市道の丁字路交差点の市道側から右折しようとして、一時停止のうえカーブミラー及び目視により左右確認したが、確認が不十分で衝突したものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるが、相手運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を90%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、物損損害賠償金として263,700円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第23号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

三郷地域黒沢川左岸市有山林付近での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年10月26日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成28年10月5日、台風18号の影響で、三郷小倉黒沢川沿いの、当市所有地山林にあるアカシヤの枝が飛ばされ、車庫の屋根を破損させたものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

本事故の原因は、当市施設側に瑕疵があるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として41,900円を賠償するものとする。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 24 号

債権放棄の報告について（児童扶養手当過年度返還金に係る債権）

安曇野市債権管理条例(平成 27 年安曇野市条例第 10 号)第 6 条第 1 項第 3 号の規定により、児童扶養手当過年度返還金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 29 年 6 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 児童扶養手当過年度返還金

2 債権を放棄した日 平成 29 年 3 月 23 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備 考
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 25 年度	1	571, 940	
条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当	平成 26 年度	1	164, 560	
合 計		2	736, 500	

議案第52号

平成29年度 安曇野市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度安曇野市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,423,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		2,508,131	53,000	2,561,131
	1 基金繰入金	2,508,131	53,000	2,561,131
補 正 に 係 ら な い 款・項		38,861,869	0	38,861,869
歳 入 合 計		41,370,000	53,000	41,423,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 商工費		2,034,053	53,000	2,087,053
	1 商工費	2,034,053	53,000	2,087,053
補 正 に 係 ら な い 款・項		39,335,947	0	39,335,947
歳 出 合 計		41,370,000	53,000	41,423,000

議案第53号

平成29年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算（第1号）

平成29年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		79,429	△18,430	60,999
	1 財産売却収入	79,429	△18,430	60,999
2 繰入金		871	53,000	53,871
	1 他会計繰入金	871	53,000	53,871
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1	0	1
歳 入 合 計		80,301	34,570	114,871

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		80,301	34,570	114,871
	1 産業団地事業費	80,301	34,570	114,871
歳 出	合 計	80,301	34,570	114,871

議案第 54 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- | | | | |
|---|-----|--------|--|
| 1 | 住 所 | 安曇野市堀金 | |
| | 氏 名 | 三澤 一子 | |
| 2 | 住 所 | 安曇野市明科 | |
| | 氏 名 | 望月 静美 | |

平成 29 年 6 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議員提出第1号

平成29年6月26日

安曇野市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会議会運営委員会

委員長 松 澤 好 哲

(別紙)

安曇野市議会委員会条例の一部を改正する条例

安曇野市議会委員会条例（平成17年安曇野市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9人」を「8人」に改め、同項第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改める。

第6条第3項中「委員は、」の次に「特別」を加える。

附 則

この条例は、平成29年10月23日から施行する。

議員提出第2号

平成29年6月26日

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会議会運営委員会

委員長 松 澤 好 哲

(別紙)

安曇野市議会会議規則の一部を改正する規則

安曇野市議会会議規則（平成17年安曇野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項、第16条及び第17条中「2人」を「1人」に改める。

第18条ただし書、第35条ただし書、第57条第2項、第70条第2項、第71条第1項、第76条ただし書及び第77条第2項ただし書中「3人」を「2人」に改める。

第142条中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月23日から施行する。